

群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則

平成19年4月1日

規則第18号

改正 平成21年3月30日規則第4号

平成24年7月12日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号群馬県知事許可。以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、関係市町村の負担金（以下「負担金」という。）の算定等について、必要な事項を定めるものとする。

(平21規則4・一部改正)

(負担金の種類)

第2条 負担金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共通経費の負担金
- (2) 医療給付に要する経費の負担金
- (3) 保険料等負担金
- (4) 保険基盤安定負担金

(平21規則4・追加)

(負担金の算定方法)

第3条 前条第1号に掲げる共通経費の負担金の額は、規約別表第3の左欄に掲げる区分ごとに、経費の額から当該経費に充てられるべき特定の収入の額を控除して得た額に、同表の右欄に掲げる負担割合を乗じて算定するものとする。

2 前条第2号から第4号に掲げる負担金の額は、規約別表第3に基づき算定するものとする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。

(平21規則4・旧第2条繰下・一部改正)

(精算)

第4条 負担金の精算は、当該年度の実績の確定により翌年度において行うものとする。ただし、広域連合長が特に認めた場合は、当該年度の特定した時点における実績に基づき、一部を精算するものとする。

(平21規則4・追加、平24規則1・一部改正)

(負担金の納付及び納期)

第5条 第3条の規定により算定した関係市町村の負担金の納付は、広域連合長が発行する納入通知書により行うものとする。

2 負担金の納期及び納付期限は、別表に定めるところによる。ただし、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その直前の土曜日、日曜日又は同法に規定する休日でない日を納付期限とする。

3 広域連合長が必要と認めるときは、前項の納付期限を変更し、又は前項の納期以外に、納期を定めるものとする。

（平21規則4・旧第3条繰下・一部改正）

（負担金の端数計算）

第6条 各市町村別負担金の各納期ごとの分割金額は、千円単位とし、その分割金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最後の納期に係る分割金額に合算するものとする。ただし、前条第3項の規定により前条第2項の納期以外に納期を定めたとき、又は広域連合長が必要と認めるときはこの限りでない。

（平21規則4・旧第4条繰下・一部改正）

（納期及び額の通知）

第7条 広域連合長は、前2条の納期及び各納期ごとの分割金額をあらかじめ関係市町村に通知するものとする。

（平21規則4・旧第5条繰下）

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平21規則4・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月12日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則の規定は、平成25年度以降の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前

の例による。

別表（第5条関係）

（平21規則4・追加）

（1）共通経費の負担金

第1期 4月末日

第2期 6月末日

第3期 9月末日

第4期 11月末日

（2）医療給付に要する経費の負担金

第1期 5月10日

第2期 7月5日

第3期 9月5日

第4期 1月6日

（3）保険料等負担金

第1期 5月20日

第2期 7月20日

第3期 9月20日

第4期 11月20日

第5期 1月20日

第6期 3月10日

第7期 4月20日

（4）保険基盤安定負担金

第1期 12月10日

第2期 3月10日